

生徒心得

1 礼儀・言語

- (1) 挨拶の重要性を認識し、だれに対してもすすんで挨拶する習慣を身につける。
- (2) 明瞭で品位ある言葉を使用する習慣を身につける。

2 行動

- (1) 自分の行為に責任を持って行動する。
- (2) 集会の際はすみやかに集合整列し、私語をしない。
- (3) 校外においては高校生として好ましくない場所に入入りしない。
- (4) 登校後は授業終了まで無断外出しない。
- (5) なるべく夜間の外出は避ける。(夜10時までには帰宅。) ことに保護者の許可のない外泊は慎む。
- (6) 選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに、本校生徒としての自覚を持って行うこと。

3 頭髪・服装

- (1) 頭髪は、高校生らしく清潔であること。
※パーマメント、染色、脱色、その他不自然な髪型はしない。
- (2) ピアス(透明な物を含む)、化粧、アクセサリ類の装着はしない。
- (3) 所定の制服を着用し、身だしなみに気をつける。休日等の登下校も所定の制服を着用する。
- (4) 通学には靴(運動靴を含む)を使用し、校内では所定の運動靴を上履きとして使用する。
- (5) 実習や体育等の時間は、それぞれ所定の服装とする。

4 校舎、校具の愛護

- (1) 校舎内外の清潔、整頓につとめる。
- (2) 校舎・校具を大切に扱い大事にする。
- (3) 生徒会活動その他で校舎・校具を使用するときは、責任者を定め係の先生の許可を受ける。使用後は整理整頓して点検を受ける。

5 所持品

- (1) ゲーム機など学校で必要のない物は、校地内持ち込まない。
- (2) 貴重品は身につけておくか、個人用ロッカーに入れる。やむをえないときは、担任に保管を頼む。
- (3) 所持品には学年、組、氏名を明記しておく。
- (4) スマートフォン等の使用について
ア 授業、集会、講話、行事のときは、電源を切るかマナーモードに設定し取り出さない。
※取り出した場合は、学校で預かるなど指導する。
イ 10分の休憩時間は、トイレ休憩、水分補給、授業等の準備、教室移動などをするものである。使用を控える。
ウ 廊下を歩きながら使用しない。
エ 定期考査時は、電源を切り、カバン等に入れる。
オ 不適切な文章のアップや、許可無く人の写真や動画を撮影したり、SNS等を利用してアップしない。

6 集会、掲示

- (1) 校内における集会・掲示・印刷物の配布等は定められた場合の外は許可を受ける。
- (2) 校外における団体への加入、集会への参加、掲示または印刷物の配布等は届け出て許可を受ける。

7 アルバイト等

アルバイトは原則としてしない。

ただし、経済的な理由等（担任及び学校長が正当と認めた場合）でアルバイトを行う場合は、所定の手続きを行うこと。

8 その他

- (1) 姓名、住所、保護者に変更や異動があったときは、すみやかに届け出る。
- (2) 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引の場合はそのつど、すみやかに届け出る。
- (3) 本人が感染症にかかったときはただちにその旨を届け出る。

運転免許取得規定

- 1 原付免許の取得について
 - (1) 原付免許の取得は、1学年の3学期終業式以降とする。
 - (2) 既に免許を取得しているときは、1学年の3学期終業式まで運転してはいけない。
- 2 普通免許の取得について
 - (1) 普通免許取得のための自動車学校への入校は、3学年の1学期期末考査終了以降とする。
 - (2) 授業・学校行事等にさしつかえないようにし、長期休業中に諸検定（仮検定・本検定）が受検できるように計画的に受講すること。やむをえず授業日に受検しなければならない場合には、必ず担任に申し出て了解を得ること。
 - (3) 出欠、成績等の状態から望ましくない場合は、取得を控えること。
- 3 免許を取得する場合は、「運転免許取得願い」を担任に提出し、「自動車学校入校許可証」をもらう。取得後は、「運転免許証」を担任に提示すること。担任は、「運転免許取得届」を生徒指導担当に提出する。
- 4 自動二輪車の免許は取得しない。
- 5 この規定に違反した場合は、状況に応じた指導を行う。

車両使用規定

- 1 一般規定
 - (1) 道路交通法および校内規定を遵守し、交通違反や交通事故を起こさないよう十分注意する。
 - (2) 道路交通法に違反した場合、および交通事故を起こした場合は直ちに担任に申し出る。
 - (3) 前項の違反、事故をおこした場合、又は校内規定に違反した者には、別に定める規定により指導を行う。
- 2 自転車について
 - (1) 自転車通学を希望するときは、「自転車通学届」を担任に提出し、指定のステッカーを生徒指導担当から購入し、自転車に貼る。
 - (2) 使用する自転車は常に整備をしておく。
 - (3) 一時不停止、右側通行、傘さし運転、2人乗り運転、並列運転、無灯火運転、スマートフォン・イヤホン使用運転はしない。
 - (4) 任意保険に加入する。
 - (5) ヘルメットの着用を努力義務とする。
- 3 原付バイクの運転について
 - (1) 使用するバイクは50cc以下（原動機付き自転車、以下「原付バイク」）とする。
 - (2) 自賠責保険（強制保険）に必ず加入する。また任意保険（自家用車ファミリーバイク特約）への加入を強く推奨する。
 - (3) 降雪・積雪、又は路面の凍結等の悪天候時は、原付バイクを使用しないこと。
 - (4) 原付バイクでの通学はしない。練習会場へ向かう等の部活動での使用もしない。
- 4 自動車・自動二輪車について
 - (1) 自動車を運転する場合は、保護者が同乗していなければならない。
 - (2) 自動二輪車の運転および保護者以外の運転する自動二輪車に同乗してはならない。

附 則

令和6年4月1日 一部改訂

本校の校則が制定された背景

本校の校則が制定された背景には、次のようなことが挙げられます。

- 多くの生徒が集まる学校では、全員が自由に振る舞うと授業が妨げられたり、他の生徒の迷惑なったりします。このような状況を避けるために、一定のルールを定め、秩序ある学校生活を送れるようにします。
- 学校は、生徒が社会生活を学ぶ場でもあるとともに、校則を守ることは社会に出てからも必要なルールを守ることに繋がり、社会への適応能力を育みます。

校則を守ることは、生徒が自ら考え、行動し、責任を持つことを促す一歩であり、道徳的な判断力や規範意識を育成し、社会人としての自覚を育みことを期待しております。